



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

ページ

○ 監査公表

監査公表第7号 1
監査公表第8号 5
監査公表第9号 8
監査公表第10号 26

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により、平成25年1月29日及び同月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 山 本 茂 博
和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
子ども・女性・障害者相談センター	平成25年1月29日
公営競技事務所	〃
工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃
社団法人和歌山県私学振興基金協会	〃
財団法人紀南環境整備公社	〃
公立大学法人和歌山県立医科大学	〃
公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協議会	〃
和歌山県信用保証協会	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
公益財団法人和歌山県栽培漁業協会	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
財団法人和歌山県文化財保護協会	〃
公益財団法人和歌山県水上安全協会	〃
農業試験場	平成25年1月30日
農業試験場暖地園芸センター	〃
果樹試験場	〃
果樹試験場かき・もも研究所	〃
果樹試験場うめ研究所	〃
畜産試験場	〃
畜産試験場養鶏研究所	〃
林業試験場	〃
水産試験場	〃
特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部及び森林整備課 (和歌山県植物公園緑花センター及び和歌山県立森林公園根来山げんきの森指定管理者及び同指定管理者所管課)	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約1,541万円となっており、前年度末に比し約121万円増加している。

今後も、こども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促状の発付に加え、文書や電話による催告、自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図りたい。

(イ) 扶助費（婦人科健康診断）の支出において、支出負担行為として整理する時期が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 集中調達物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(エ) 備品購入費に係る支出負担行為の決裁が、総務事務集中課に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 代表者印、代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例が2件あったので、適正に処理されたい。

(カ) 近畿地方整備局の護岸工事に伴う駐車場代替場所確保及び点検用階段の設置について、行政財産の目的外使用許可を与えているが、地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）により所長が専決できる事項に該当しないので、適正に処理されたい。

(キ) 進入路敷地内に電話柱が設置されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない。また、同敷地内に設置された電柱に通信ケーブルが共架されているが、同許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 公営競技事務所

(ア) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成23年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和36年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(エ) 集中調達に係る消耗品の納品受付において、納品書を受領していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ウ 工業技術センター

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規定に基づき、適正に処理されたい。

エ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金及び強制執行費用の収入未済額は、平成23年度末で約2,700万円となっていたが、不納欠損処分により、平成24年9月末では、未収金額は約845万円となっている。

今後も、未納者の現状を把握し、港湾使用料等の未収金対策マニュアルに基づき適切な債権管理に努められたい。

(イ) 和歌山下津港陸こう修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

オ 社団法人和歌山県私学振興基金協会

主要事業の資金貸付けについて、書面による手続がなされていないものがあつたので、適正に処理されたい。

カ 公立大学法人和歌山県立医科大学

(ア) 診療費(附属病院本院患者負担分)の未収金については、平成23年度末で約1億9,197万円となっており、前年度末に比し約331万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、文書や電話による催告及び訪問徴収を実施するとともに、支払督促や連帯保証人への請求など、未収金の縮減に努められたい。

(イ) レセプト院内審査支援システム用ソフトウェア使用許諾及び保守契約等において、契約期間に自動更新条件を付し、翌年度まで契約期間が延長されていたので、公立大学法人和歌山県立医科大学長期継続契約実施要領に基づき適正に処理されたい。

(ウ) 三葛キャンパスの建物内に自動販売機を4台設置するため、固定資産の貸付けを行い、公立大学法人和歌山県立医科大学諸料金規程(平成18年和医大規程第31号)に基づき使用料を徴収しているが、消費税相当分の加算を行っていないので、適正に処理されたい。

(エ) 業務委託契約において、契約保証金を免除しているものがあるが、免除申請書が提出されていないものや申請書に不備のあるものにより免除していたので、適正に処理されたい。

キ 公益財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与事業等に係る未収金については、平成23年度末で約1億9,061万円あり、前年度末に比し約60万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、未収金の回収に向け努力されたい。

ク 公益財団法人和歌山県栽培漁業協会

平成24年度から公益財団法人に移行しているが、会計処理規程等の定めがないので、早期に整備されたい。

ケ 和歌山県住宅供給公社

(ア) 宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設(敷地を含む。)のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

(イ) 平成23年度における宅地分譲等の事業実績は、岸宮サニータウン1区画及び西庄・夢タウン2区画の合計3区画の宅地分譲を行っているが、経営改善計画で定めた平成25年度の完売に向け、残り16区画の保有土地の分譲に努められたい。

(ウ) 県営住宅の管理受託に係る家賃等の平成23年度末の収入未済額は、約1億3,418万円であり、前年度末に比し約1,396万円減少しているが、引き続き、県建築住宅課及び徴収事務委託管理人と連携し、未収金の縮減に努められたい。

コ 農業試験場暖地園芸センター

(ア) 集中調達外物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(イ) 単価契約(台帳扱い)集中調達物品の調達及び支払事務において、物品調達システムの操作誤りなどにより燃料費を重複して支払った事例があつたので、今後、このようなことのないよう適正に処理されたい。

サ 畜産試験場

家畜糞尿処理施設管理業務委託契約において、契約書に放流水の水質検査の実施時期及び検査項目を明記しているが、実施時期については遅延しており、検査項目については一部が実施されていなかったもので、適正に処理されたい。

シ 林業試験場

(ア) 地下タンクを廃止し、付帯設備の一部を撤去しているが、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）第17条に基づく用途廃止の手続を行っていないので、適正に処理されたい。

(イ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

ス 水産試験場

養殖作業船のプロペラ取替修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

セ 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

(和歌山県植物公園緑花センター及び和歌山県立森林公園根来山げんきの森)

(ア) 苗木などの展示販売目的で指定管理者以外の団体が施設使用を行う際、指定管理者が使用を許可し条例に規定のない料金を収受している事例があったので、許可の方法や料金の設定について、森林整備課と協議の上、適切に処理されたい。

(イ) 所管課に対する注意事項

苗木などの展示販売目的で指定管理者以外の団体が施設使用を行う際、指定管理者が使用を許可し条例に規定のない料金を収受している事例があったので、許可の方法や料金の設定について適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 鉄骨造りの身体障害者福祉工場等の設置について、敷地の一部を社会福祉法人に対し行政財産の目的外使用許可を与え利用させているが、当該施設は、長期にわたり使用されるものであり、当該土地を公用又は公共用に供する計画がないのであれば、行政財産の用途廃止を行い、普通財産として貸し付けることが適当であるので検討されたい。

(イ) 市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

イ 公営競技事務所

和歌山競輪場管理条例施行規則（昭和25年和歌山県規則第43号）において、売店の使用料を1競輪開催期間単位で設定しているが、開催日数が異なる場合があるので、基準となる開催日数を明確にし、同日数に満たない場合や超過する場合の使用料を検討するとともに同規則に定めのない多目的ホール及び新聞販売台等について、使用料の設定等を検討されたい。

ウ 公益財団法人わかやま産業振興財団

長期借入金及び重要な財産の処分及び取得に関しては、財務会計上の重要事項であり、会計規程及び理事会運営規程でそれぞれ定められているが、法人の定款においても、記載するよう検討されたい。

エ 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部

(和歌山県植物公園緑花センター及び和歌山県立森林公園根来山げんきの森)

(ア) 指定管理期間中に指定管理料で取得した備品等について、基本協定書では指示されていないが、県への報告や管理台帳への記載が必要であると考えため、森林整備課と協議の上、その取扱い

を検討されたい。

(イ) 所管課に対する検討事項

指定管理期間中に指定管理料で取得した備品等については、県に帰属すると考えるため、基本協定書への記載、県の台帳への登載時期等その取扱いを検討されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第8号

平成24年10月31日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 山 本 茂 博

和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 那賀振興局地域振興部

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 農道敷地に設置された電柱、支柱及び支線並びに電柱に共架された通信ケーブルについて、行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 行政財産の目的外使用許可手続がなされていない通信ケーブルについて、行政財産の申請手続を指導し、平成24年9月10日付けで使用許可を行った。</p>

2 那賀振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約169万円となっており、前年度末に比し約36万円増加しているため、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。 また、履行期限の延長を承認した生活保護費返還金について、納期限ごとに調定していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、粘り強い償還指導の成果により前年度末に比し約113万円減少し、平成23年度末で約522万円となっている。 今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金について、生活保護を受けながら返還を行っている者には、紀の川市及び岩出市の協力を得て、分割による納付を指導している。 一方、保護廃止となった未納者については、電話連絡や文書通知に加え、夜間訪問等を積極的に取り入れ、生活状況等を十分把握した上で償還指導を行っている。 その結果、平成24年11月末までに72,000円の納付があった。 また、履行期限の延長を承認した生活保護費の返還金で納期限ごとに調定していなかった事例については、納期限に基づき調定を行っている。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主、連帯借主及び連帯保証人同席の上、貸付けの趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、新規に発生する未収金を極力防止するよう取り組んでいる。 また、未納者の現状把握と償還意識の向上を図るため、電話連絡や文書通知に加え、夜間訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、未収金の縮減に努めている。</p>

<p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約73万円となっており、前年度末に比し約3万円減少している。 今後、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約31万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。 今後、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>(5) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>その結果、平成24年11月末までに365,595円の納付があった。</p> <p>(3) 特別障害者手当等返還金の未収金については、本人や相続人との連絡及び訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法によりきめ細やかな納付指導を行っている。 その結果、平成24年11月末までに24,000円の納付があった。</p> <p>(4) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡及び訪問を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、分割納付等の方法により、きめ細やかな納付指導を行っている。 その結果、平成24年11月末までに2,000円の納付があった。</p> <p>(5) 細菌培養同定検査については、申込書に職業等記入欄を設け、料金区分を把握できるよう改善した。</p>
---	---

3 那賀振興局建設部

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 道路占用料の収入未済額は、平成23年度末で約10万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 占用許可の期間が前年度以前から継続している河川占用料については、和歌山県税外収入徴収規則(昭和33年和歌山県規則第34号)第9条の規定により7月31日を納期限とすべきであるにもかかわらず、電気事業者から徴収する河川の占用料の収入調定を、翌年の3月30日付けで行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入未済額は10万8千円の1件であり、未納者の破産手続が開始されたため、和歌山地方裁判所に対し交付要求を行っていたが、平成24年12月20日に破産手続廃止の決定がなされたため、滞納処分執行停止を行い、不納欠損処分に向けた会計処理を実施する。</p> <p>(2) 和歌山県税外収入徴収規則に定められた納期限に基づき処理するよう職員に徹底した。</p>

4 紀北県税事務所

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.0%と前年度に比し0.7ポイント増加しており、平成23年度末の収入未済額も約4億1,371万円と、約5,494万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約77%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>県税収入については、年間計画表の策定及び徴収目標の設定を行い、計画的及び組織的に取り組むとともに、預貯金、電話加入権、自動車等の財産の差押えやタイヤロックなど滞納処分を強化している。 さらに、差し押さえた財産の公売や滞納処分執行停止などにも取り組んでいる。 個人県民税については、県税未済額の約77%を占めており、最重要課題と認識している。そのため、管内の税務担当課長会議や管内各市町の担当職員を対象に研修会を開催するなど、管内市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の管内各市町への併任派遣や、地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収及び文書による催告を行っている。 また、特別徴収の推進のため各市町の担当職員とともに事業所への訪問にも取り組んでいる。</p>

延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。

5 和歌山県立仙溪学園

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 給食費の収入調定において、算定の基になっている内訳表の数一つ不足しているため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 地籍調査により、土地の分合筆及び面積の更正が行われているにもかかわらず、公有財産台帳の修正など必要な処理が行われていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 不足していた給食費一食分については、新たに収入調定及び請求を行い、既に収納済みである。</p> <p>(2) 公有財産台帳の修正を行い、記載事項の変更手続を完了した。</p>

6 和歌山県立高等看護学院

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>便所排気ファン修繕に係る支出負担行為において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>支出負担行為を誤って支出時に処理していたが、今後は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）にのっとり、適正な事務処理に努めるよう職員に徹底した。</p>

7 和歌山県立粉河高等学校

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>学校敷地内の電話柱への電線の共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線2本が誤って使用料に算入されているものがあるため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在、知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度より適用していく。</p>

8 和歌山県立那賀高等学校

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>売りさばき用の和歌山県証紙14万7千円分を紛失したため、補填しているが、今後このようなことのないよう厳重な管理に留意されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 学校敷地内の電柱及び電話柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線6本が誤って使用料に算入されているものがあるため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、教育委員会総務課長及び学校教育課長通知に基づく薬品保管管理簿及び薬品保管点検票が作成されていないため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 調達金額が増額し、重要物品となった事例につい</p>	<p>指摘事項</p> <p>和歌山県証紙の紛失については、管理体制の不備から起こったものであることを認識し、職員一同財産管理に万全の注意を払いながら、再発防止に努める。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在、知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度より適用していく。</p> <p>(2) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿及び薬品保管点検票を作成し、適正に事務処理を行った。</p> <p>(3) 重要物品の購入に伴う支出負担行為票の起票漏れ</p>

て、支出負担行為票が起票されていなかった。
また、購入に際しては契約書が、納品確認に際しては検査調書が、それぞれ必要であるので、適正に処理されたい。

等について、今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則及び和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）に基づき適正な事務を行うよう周知徹底した。

9 和歌山県立貴志川高等学校

監査実施年月日 平成24年10月2日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 備品となる書籍を購入するに当たり、一人の見積りにより随意契約で購入しているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。 また、支出負担行為が振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支線2本が誤って使用料に算入されているものがあるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 備品となる書籍の購入について、今後二人以上の者から見積書を徴し、適正な会計処理を行う。 また、支出負担行為の合議漏れについて、今後は、和歌山県財務規則にのっとり、適正な事務処理に努めるよう職員に徹底した。</p> <p>(2) 共架電線の使用料については、共架される電柱の附属設備への影響を考慮した形で使用料の徴収を行ってきたが、現在、知事部局の方針に統一すべく協議中であり、新年度より適用していく。</p>

和歌山県監査公表第9号

平成24年9月26日付け監査報告第11号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 山 本 茂 博
和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 知事直轄

(1) 広報課

監査実施年月日 平成24年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>公用車の板金塗装修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>随意契約を行う場合、その内容や適合する法令等を確認し、適正な契約に努めるよう職員に徹底指導した。</p>

(2) 総務企画課

監査実施年月日 平成24年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p>

2 総務部

(1) 総務学事課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 超過勤務手当の算定において、超過勤務時間に係る計算誤りが3件あったので、過不足額を返納又は追給し、今後適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書が保存されていないもの並びに納品書に受付印及び職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 領収証書を一組（3枚複写）亡失していたので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 超過勤務手当の支給漏れ及び過支給については、追給及び返還の手続を行った。 また、職員に対して、今後適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>イ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>ウ 原因の調査を行うとともに、収納員に対し、今後適切に収納事務を行うよう周知徹底した。</p>

(2) 税務課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 県税の収入率は、96.9%と前年度に比し0.4ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額も約24億900万円と約2億4,900万円圧縮するなど、県税徴収対策本部としての組織的な取組の成果が出ている。</p> <p>その中で個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約74%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 次の改善を行った。</p> <p>(ア) 県税徴収対策本部の設置 平成24年度においても県税徴収対策本部を設置し、徴収目標及び指針を明確にして、計画的、効率的な滞納整理に努めている。</p> <p>(イ) 非常勤職員の配置 平成24年度においては、和歌山県緊急雇用創出事業特例基金等を活用し18名を雇用し、自動車税を中心に電話催告、文書催告等滞納整理の初動対応を強化した。</p> <p>(ウ) 税込確保に向けた市町村との連携 県と市町村が参加する税込確保に向けた研究会を年4回開催し、滞納整理基本事項の研修や、徴収強化に向けた協議を行っている。 また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定し、差押処分強化、合同検索等集中的に滞納整理の共同事業を実施した。</p> <p>(エ) 県の徴税吏員を市町村へ派遣 平成24年度は、13市町と派遣協定を締結し、県税務職員を派遣して市町村の滞納整理を支援している。</p> <p>(オ) 地方税法第48条に基づく個人県民税の直接徴収の実施 平成24年度についても、全県税事務所約4,398万円の徴収困難な案件を引き受け、滞納整理を実施している。</p> <p>(カ) 徴収事務研修の実施 平成24年度は、県税及び市町村の担当職員に対し、徴収事務のマネジメント、滞納処分の専門知識及びスキルの習得のための徴収事務研修を5回実施した。 また、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会も行っている。</p> <p>(キ) 延滞金等の債権管理 延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の</p>

<p>イ 旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあつたので適正に処理されたい。</p> <p>ウ 集中調達物品の消耗品費で、納品書が添付されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い適正に処理されたい。</p> <p>エ 税務課分室のエアコンの取替工事において、廃棄されたエアコンの不用調書、処分調書の作成を行っていないため、適正に処理されたい。</p>	<p>確定した延滞金について調定を行い、適正な債権管理を行っている。</p> <p>また、確定延滞金が発生した場合及び一定期間未納である場合は、文書等により催告を行うとともに、差押処分を行う等本税と同様に滞納整理を実施している。</p> <p>イ 旅費支給の手続を取るとともに、原因の調査及び手続の再確認を行った。</p> <p>ウ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>エ 当該工事におけるエアコンの異動について確認するとともに、関係規定に基づき物品登録を適切に行った。</p>
--	---

(3) 財政課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 庁舎内の食堂、喫茶、売店等については、職員互助会などが借り受け、運営されているが、貸付方法等を検討されたい。</p>	<p>検討事項 庁舎内の食堂等の平成25年4月以降の使用許可について、有償化を図る方向で関係機関と協議している。</p>

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成24年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 ア コスモパーク加太の未利用地については、メガソーラー敷地として28,000㎡が新たに利用され、866,780㎡に削減されたが、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>検討事項 ア コスモパーク加太の利活用については、企業誘致用地及び防災対策用地としての活用に向けて取り組んでいるところである。 企業誘致用地としては、商工観光労働部と連携しながら企業誘致活動に積極的に取り組んでいく。 防災対策用地としては、広域防災拠点の1つに選定されていることから、ヘリポートを整備する等利活用を図っている。 また、約45,000㎡の用地を県消防学校用地として活用することとし、平成28年度の開校を目指している。</p> <p>イ 旧南紀白浜空港跡地について、電波障害や高さ制限等利用の制約があるが、紀南地域の活性化に向けて企業誘致の可能性等を白浜町や関係機関と検討している。</p>

(2) 調査統計課

監査実施年月日 平成24年8月20日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費の日当が加算される早朝出発時刻の要件を満たさないにもかかわらず、日当が加算された事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 早急に過払分の返還措置を進め、平成24年7月11日付で返還済である。 今後このようなことがないよう、職員に対し職員等の</p>

	旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）及び職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第22号）等の遵守徹底の指導を行い、適正に処理している。
--	---

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 イ 公用車で钣金塗装等が行われているが、その原因や経過が車両管理者に報告されていないので、今後、適正に処理されたい。 また、発注に際しては、一人の見積により随意契約で行っているが、昭和63年4月1日付け出第1号和歌山県財務規則の運用について（依命通達）第109条第1項第1号の適用はできないので、二人以上の者から見積書を徴取されたい。	注意事項 ア 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。 イ 職員が公用車を使用した場合、車両の状況を車両管理者へ報告するよう徹底している。 発注に際しては、二人以上の者から見積書を徴するよう徹底し、適正に処理している。

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成23年度末で、約11億2千万円となっている。 早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。	注意事項 債務者が無資力であるため、少額の分納により回収を行っているところである。 引き続き債務者の能力に応じた納付指導を行うとともに、法的な手段の検討も実施し、適正な債権管理を行っていく。

(3) 県民生活課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 集中調達物品の消耗品費で、納品書がなかつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 イ 和歌山交通公園の指定管理者に物品を貸し付けているが、物品貸付調書により決定されていなかったもので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。 イ 物品貸付調書を作成し、適正に処理した。 今後、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づいて適切に対処するよう徹底する。

(4) 青少年・男女共同参画課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項	注意事項

ア 集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注課の受付印、個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

イ 随時の資金前渡について、支出負担行為を年度当初に一括して行い、必要時に支出命令を行い支出し、精算を行っていた事例があつたので、適正に処理されたい。

ア 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。

イ 今年度分より必要時にその都度支出負担行為を行行い、精算するよう改めた。

(5) 食品・生活衛生課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為2件が、出納機関に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 切手購入に係る履行確認がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 機器保守点検の委託契約において、業務完了報告書が10月に行った定期点検のみの報告で契約業務の報告内容になっていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為等の決裁及び合議区分に留意して適切な事務処理を行うよう職員に徹底した。</p> <p>イ 履行確認の記載漏れをなくし、適切な事務処理を行うよう職員に徹底した。</p> <p>ウ 業務完了後は、速やかに報告書の提出を求めるとともに、契約に基づいた業務内容の確認を職員に徹底した。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約3,696万円であり、前年度に比し約465万円増加している。 今後も、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 旅行後、復命が行われていない事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 和歌山県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金について、事業実績報告書が約2か月遅れて提出された事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 公用車のフロントウインドガラスの交換修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、その主な原因となっている保護費不正受給の防止のため、「和歌山県生活保護運営基本方針」において重点事項として位置づけ、取り組んでいる。各振興局においても被保護者に対し収入申告義務の周知徹底を図り、その発生自体を未然に防止するとともに、課税状況調査をはじめとする各種関係先調査の実施により収入の把握に努めている。 また、各振興局に対しては、未納者に対する家庭訪問による償還指導、一括返還が困難な場合には世帯の実情に応じた分割納付による計画的な返還指導、定期的な催告状の送付、債務承認書の徴取などねばり強い交渉を行うよう徹底を図った。 さらに、未収金が発生した場合にとるべき時効の中断措置等の対応について、債権管理の徹底を周知した。</p> <p>イ 旅行命令簿の復命について記載漏れがないよう職員に周知徹底し、今後は確認を行行い、適正に処理する。</p> <p>ウ 和歌山県社会福祉施設等耐震化等整備費補助金交付要綱等に基づき、定められた期日までに処理するよう徹底した。</p> <p>エ 和歌山県財務規則等関係規定を確認して適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約1,317万円であり、前年度に比し、約200万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成23年度末で約3,544万円であり、前年度に比し、約200万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成23年度末で約1,419万円であり、前年度に比し、約46万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のため、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金については、平成23年度末で約56万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては、生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、時効の中断に努めている。</p> <p>また、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>イ 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等により、夜間及び休日においても自宅等を訪問して償還指導を行い、未収金の債権管理に努めるとともに、自己破産で債務免責となり納入義務が消滅する等徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。</p> <p>また、新規の未収金の発生を防止するため、振興局担当者会議等を通じて貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、それぞれの未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採用するなど、未収金の回収に努めている。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、未納者に対して定期的に文書や電話により催告を行うとともに、母子福祉指導員を中心に早朝、夜間及び休日においても自宅訪問を実施するなど未収金の回収に努めている。</p> <p>さらに、市町村等の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努めており、返済に際しては、必要に応じ分割納付の方法を採用するなど、それぞれの未納者の実情に合わせた回収を行うとともに、時効等で債権が消滅し徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。</p> <p>また、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請や現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するよう事務指導監査や研修会を通じて、市町村担当職員に依頼している。</p> <p>エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子自立支援員等により、夜間及び休日においても自宅等を訪問して償還指導を行い未収金の債権管理に努めるとともに、自己破産で債務免責となり納入義務が消滅する等徴収できない場合は、速やかに不納欠損処理を行うなど効率的な債権管理に努めている。</p> <p>また、新規未収金の発生防止に努めるとともに、それぞれの未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採用するなど、未収金の回収に努めている。</p>

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 旅行命令において、出張初日は移動日のため、登庁後出張するのが適切な旅行であったが、「直行」を承認し、旅費が過払いとなっていた事例があったので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過払分については返還処理を行った。 今後は、旅行命令の内容確認を徹底し、適正に処理する。</p>
--	--

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約482万円であり、前年度に比し約61万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。 イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成23年度末で約31万円であり、前年度からほとんど回収が進んでいない。 今後も、適切な納入指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。 ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約188万円であり、前年度に比し約10万円の減少となっている。 今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。 エ 委託事業の実績報告書の様式が簡易なものになっているため、事業の成果や経費に不明瞭なものがあった。 また、実績報告の遅延や検査年月日の記載誤りなどが見られたので適正に処理されたい。 オ 平成22年度地域生活支援事業費等補助金の額の確定に伴う返還金について、納期限までに完納されなかった事例があったが、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項の規定に基づく督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。 カ 公用車のフロントウインドガラスの交換修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。</p> <p>検討事項 境界確定協議が整った旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上、処理を進められたい。</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導を行い、納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収への取組により適切な債権管理に努めている。 イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導を行い、納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収への取組により適切な債権管理に努めている。 ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成21年4月に作成した「滞納整理マニュアル」により、引き続き各振興局健康福祉部において、効率的な債権管理に努めている。 また、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなど、未収金発生のもたら防止に努めている。 エ 委託事業の実績報告については、事業の成果や経費がわかるよう、実績報告書の様式を改めた。 また、委託事業の完了確認について、事務処理を適正に実施するよう職員に徹底した。 オ 和歌山県財務規則等関係規定に基づき、督促を行い適切な事務処理を行うよう、職員に徹底した。 カ 和歌山県財務規則等関係規定を確認して適切な事務処理を行うよう、職員に徹底した。</p> <p>検討事項 旧六星寮の敷地について、処分方針の検討を進める。</p>

(5) 医務課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成23年度末で約21万円が収入未済となっているの</p>	<p>注意事項 ア 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、文書、電話、家庭訪問等を行うととも</p>

<p>で、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表1第11項の規定に基づき知事が定める保健所使用料について、保健所で検査等を行う場合と検査を外注する場合で使用料の算定方法を異なる扱いとしているが、同項に定める使用料の算定の基準及び地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条第2項の規定に鑑み、異なる扱いとする必要がないので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 和歌山県広域災害・救急医療情報システムの管理及び運営業務の委託において、業務の一部を再委託する場合は、県の承諾を得る必要があるが、承認申請手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 平成23年度青洲医療ネット運営に係る委託業務の検査について、委託年度を超えてから行われていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>に、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合には分割納入指導を行うなど、未納者の実情に合わせた回収の取り組みにより適切な債権管理に努めている。</p> <p>イ 保健所使用料の算定方法について、検査を外注する場合も保健所で検査を行う場合と同様の取扱いとするよう進めている。</p> <p>ウ 必要書類及び手続について、契約書どおり実施するよう職員に徹底するとともに、委託先の和歌山県救急医療情報センターに対し確認を行うよう求めた。 また、平成24年度については、適正な手続のもと再委託の承認を行っている。</p> <p>エ 事業者に対して、年度内に実績報告書を提出するよう指導し、年度内に検査を実施するよう徹底した。</p>
---	--

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活習慣病等健康診査推進事業補助金について、補助対象業務が明確でなく、補助対象経費の積算根拠も不十分であるため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあつた。 また、自家用車使用、自家用車同乗の職員がともに直帰とされている旅行命令について、帰着地が用務地を挟み逆方向となる事例があつたため、併せて適正に処理されたい。</p> <p>ウ 簡易公開調達により執行した特定疾患調査解析システム用データ入力業務委託契約について、見積期限経過後に提出された無効な見積書を有効として取り扱っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今年度から補助対象事業分の予算書の抄本を添付させるなど、予算上の補助対象事業を明確にするるとともに、十分な積算根拠を添付するように指導し適正な処理に努めている。</p> <p>イ 支給されていなかった職員の旅費について、注意を受けた後、適正額を支給した。 また、自家用車同乗の職員に係る旅行命令についても誤りがあつたため、変更手続を行った上で適正額を支給した。 今後、このようなことのないよう再発防止に努めている。</p> <p>ウ 当該見積書は期限内に提出されているが、月日を誤記入されていたものであり、今後、このようなことがないよう見積書提出時に受付印押印の処理を行う等、再発防止に努めている。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているが、平成23年度末現在における収入未済額（元金）は82億9,741万円と減少していない。 今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 現在分割納入中の延滞先については、継続して経営状況の把握や償還額増額の交渉に努めるとともに、組合から償還計画書等を提出させ、償還意識を改革し、その履行を指導した。 その上で、事業継続や再生が困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行っている。 破綻組合については、組合資産の競売による債権回収が完了したため、連帯保証人や法定相続人</p>

などを一層強化し、債権管理に万全を期されたい。

イ 通勤認定が「南海高野線・本線」となっている職員の旅行命令で、直行・直帰の命令とする際、旅行命令簿の8その他欄に「南海電鉄使用」と明記しなかったため、旅費調整ができなかったため、適切に処理されたい。

の状況や資産の調査等を進めた上で償還交渉、資産の任意売却指導や法的措置の検討などに取り組んだ。

こうした取組により収入未済額の縮減に努めている。

イ 過払いとなっていた旅費を返還させるとともに、旅行命令簿の記載方法について、職員に周知徹底した。

(2) 商工振興課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費が支給されるべき用務であるにもかかわらず、旅費不支給となっているものがあつたので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 不支給となっていた旅費の追給を行うとともに、再発防止のため複数の職員により確認することで、適正な事務処理を行っている。</p>

(3) 企業振興課

監査実施年月日 平成24年8月23日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成23年度末現在の未償還額は、約1,172万円であり、前年度に比し、11万円減少しているが、履行期限延長承認申請書による分納計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。 イ 起業家創出支援事業の賃料について、平成23年度末現在で約24万円の未収金が発生しており、徴収に努力されたい。</p>	<p>注意事項 ア 分納計画どおりの返還指導並びに債権保全のため企業訪問等を行い、経営状況を把握するとともに、返還金の完納に向け、ねばり強く交渉を行っている。 イ 店舗を訪問し、納付指導を行っているが、今後も、未収金の完納に向け、督促状の発付や行政指導を継続し、早期の債権回収に努める。</p>

7 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿について、昨年度に引き続き記載誤りや担当者の貸出・返却確認印が漏れていたため、適正に処理されたい。 イ 旅行後、復命されていない事例があつたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア ETCカードの管理については、平成23年2月8日付け会第365号会計課長通知「ETCカード取扱いマニュアル」を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。 イ 和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第14条を職員に徹底させ、適正な事務処理を行っている。</p>

(2) 食品流通課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 常時資金前渡の現金で借り上げた自動車に給油しているが、行程で使用したガソリンの量が不明であるために</p>	<p>注意事項 外部車両を借り、資金前渡により給油を行ったが、走行距離に応じた適正な給油とするよう職員に指導を行</p>

精算できないことから、適正に処理されたい。

い、周知徹底している。

(3) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地改良事業等の竣工にともない、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。</p> <p>イ 収入調定に際し、協定書で定めている納期限を、特別な理由もなく遅らせていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 支出票の履行確認欄又は請求書に、検査をした年月日、職名、氏名の記載、押印がなされていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 譲与の推進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により、現況が公図と一致しない箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っており、今後においても計画的に譲与を進める。</p> <p>イ 負担金等に係る収入調定については、協定書に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に徹底を図った。</p> <p>ウ 支出票の履行確認事務については、和歌山県財務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に徹底を図った。</p>

(4) 畜産課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>紀北家畜保健衛生所及び紀南家畜保健衛生所内の電話柱に電線が共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地について、関係機関との協議や、売却の課題解消に向けた取組を進め、早期の処分に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>行政財産の目的外使用許可について漏れがあったが、直ちに現場確認を行った上、業者に対し許可申請書を提出させ使用許可を行った。</p> <p>検討事項</p> <p>当該土地については、県として活用が予定がなく地元町と売却に向けた協議を行ってきたが、町には購入の意思がないことを確認した。</p> <p>その後、売却の支障となっていた休眠抵当権（1筆）についての抹消登記を完了させ、一般競争入札により平成24年10月19日に売却を行った。</p>

(5) 経営支援課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金は、平成23年度末で元金は120万円増加し、約232万円となっており、違約金約490万円と併せ、約722万円が収入未済となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 負担金支出の請求書について、請求者の部分に事務局を務める別団体の代表者印を押印しているもので受理していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、滞納者に対し償還指導を行い、分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに新規滞納の防止に努めており、平成24年12月末の収入未済額は、元金と違約金を併せて約473万円となっている。</p> <p>イ 負担金の支出において、誤った請求書で支出していたが、監査後直ちに適正な請求書を徴収した。</p> <p>今後、このようなことのないよう職員に対する指導を徹底し、適正な会計事務を行っていく。</p>

(6) 林業振興課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成23年度の回収額は26万円と厳しい状況であり、同年度末の未収金は、約1,475万円となっている。</p> <p>今後とも、法的措置を検討しながら、未収金の早期回収に努められたい。</p> <p>イ 旅行命令簿の用務開始時間では、航空機利用であるが、航空機利用欄の記載がないため、鉄道賃で支払われた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 週休日の勤務命令が6時間を超えているにもかかわらず、休憩時間が1時間未満のものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 資金前渡で支出手続を行った実費弁償及び旅費支給について、支払先として資金前渡者ではなく、受領予定者本人の債権者番号を入力したため、当該口座に用務日前に直接振り込まれていた事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>オ 支出負担行為に係る事務決裁及び会計局への合議手続で、金額区分の適用を誤り、本来の決裁権者まで決裁を得ていないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>カ 相手方文書に記載された支払期限である12月を考慮せず、請求のあった6月に支払手続を行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県森林組合連合会をはじめとする関係機関と連携を図りながら、債務者及び連帯保証人に対し継続して督促を行うとともに、直接交渉を重ね、平成24年4月から12月までの間に約19万円の未収金を回収した。</p> <p>イ 該当する出張について、適正な旅費を再計算し、支出済額との差額について返還措置を行った。</p> <p>今後、このようなことのないよう職員に徹底し、適正に処理する。</p> <p>ウ 超過勤務における休憩時間の取扱いについて職員に周知徹底し、今後このようなことがないように十分注意する。</p> <p>エ 資金前渡の支払で、相手先を誤ったものがあったが、職員に注意喚起を行い、再発防止に努めている。</p> <p>オ 定められた支出負担行為の決裁及び合議区分の確認を徹底し、今後このようなことがないように十分注意する。</p> <p>カ 支払期限の設定された請求については、当該期限内に留意して支払指定日の設定を行うこととした。</p>

(7) 森林整備課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>委託業務の内容を変更しているにもかかわらず、設計内容の変更手続をとることなく精算されているものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>変更のあった業務については、設計額に影響がないため、設計内容の変更手続を行っていなかったが、今後は、適正に内容変更の再積算額の確認、精算等の手続を行う。</p>

(8) 水産振興課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成23年度末で現年度分未収金は発生しておらず、過年度分が1,587万円、確定分の違約金が約453万円であり、合計金額では前年度に比べて約140万円減少し約2,040万円となっている。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>延滞者や連帯保証人に対しては、引き続き文書及び電話による督促や個別面談等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に努めている。</p> <p>また、新規滞納者の発生防止策としては、約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みの把握に努め、新規の延滞発生を防止するよう指導を行っている。延滞の発生が予想される場合や、やむを得ず新たに延滞が発生した場合には、早急に文書及び電話による督促や個別面談等を実施し、事後の償還計画の指導を行うなど初期段階での対応に力を入れている。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成23年度末で約22万円が収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>海草振興局建設部とともに、引き続き納入義務者に関しての情報収集を行うとともに、催告に係る手続を行っていく。</p>

(2) 用地対策課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令簿で用務先所在地と用務地を誤って記載していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>用務地の修正で発生した旅費の過誤払分について、返還手続を行った。 今後、このようなことのないよう、職員に注意喚起を図った。</p>

(3) 道路保全課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土木使用料（道路）の未収金は、平成23年度末で約57万円となっており、前年度に比し約3万円減少している。 引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 駐車場回数券について、使用簿の残高より現物が1枚不足していたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃道敷地については、平成23年度末で9件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成24年4月から12月までの間に約16万円を収納するなどしており、12月末現在の未収金は約41万円となっている。 今後の未収金対策については、「県土整備部所管の債権管理の指針」及び「道路占用料の未収金対策マニュアル」に基づき、適切な債権回収に努める。</p> <p>イ 使用簿の残高は41枚となっていたが、現物は40枚であった。今後配布時に加えて定期的に枚数確認を行う等、適正に管理を行う。</p> <p>検討事項</p> <p>平成23年度末の未処理の廃道敷地は9件あり、そのうち1件については現在、関係課と協議中である。 また、残りの箇所については、山間地に多く、公図混乱の問題あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い早期の処理に努める。</p>

(4) 道路建設課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費の未収金は、平成23年度末で約124万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。 引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について、現況を十分把握の上、処理方針を検討されたい。 また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの今後</p>	<p>注意事項</p> <p>平成23年度未収入未済額約124万円については、平成24年4月から12月までの間に約1万円の収納があり、引き続き回収に向けて努力するとともに、厳正な債権管理に努める。</p> <p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について、周辺地権者より請求があり、計画や地形の形状変更等により道路用地として不利用と判断された場合は、市町村等の意見を聞き、払下げを行っており、平成22年度に1件事例がある。</p>

も適切な管理に努め、これまで投入してきた財源が無駄にならないよう、利活用を検討されたい。

今後も現況を十分把握の上、各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討する。

なお、事業休止中のため未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理に努める。

(5) 河川課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成23年度末で約265万円が収入未済となっているので、引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 土地使用料等の未収金は、平成23年度末で約19万円となっており、前年度に比し約13万円減少している。 引き続き、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 旅行命令簿の通勤自家用車等認定距離及び調整額欄を旧の通勤届の情報で記載していたため、調整額が過大となっているものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 河川敷地の不法占用については、平成23年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。 また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃川敷地の処理について、平成23年度末現在で未処理件数は6件となっている。 不法占用を防止するため、資産保全手続や定期的なパトロールを実施するなど適正な管理に努めるとともに、売却の難しいものについては、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策を検討されたい。 また、廃川敷地は、不整地であることなど売却が難しいものが多いと考えられるので、一定の条件を付けて貸し付けるなどの方策も検討し、引き続き適正管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 契約の相手先については、私的整理が行われ、債権回収が不可能と判断し、徴収停止の処理を行った。 今後、情報収集に努めながら不納欠損の手続について検討していく。</p> <p>イ 平成24年12月末現在の未収金は約18万円となっている。 今後とも滞納者への臨戸訪問等の強化を行い、納入の催告を図り、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>ウ 未払分の旅費については、追給を行った。 今後、このようなことがないよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>エ 河川敷地の不法占用については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、度重なる指導や河川敷地の払下げ検討を行うなど具体的な対応を実施している。 引き続き不法占用者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。 また、新たな不法占用を防止するため、「河川パトロール実施要領」に基づき、引き続き河川巡視の強化に努める。</p> <p>検討事項</p> <p>早期に処分するよう努めているものの、平成24年12月末現在の未処理件数は6件のままとされている。 今後とも、不法占用を防止するため、河川敷地同様にパトロール等により巡視の強化に努めるとともに、速やかに処理が行えるよう関係機関等と協議を進め、引き続き適正な管理に努める。</p>

(6) 砂防課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>土砂災害関連情報配信システムデータ更新業務の条件付き一般競争入札において、決裁手続を経ずに入札保証金を免除しているものがあった。 さらに、落札者の契約辞退により、当該業務が遅延したことから、今後適正な事務処理を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>役務の提供に係る一般競争入札において入札保証金を免除する時は、適正な手続を経るとともに、仕様書を詳細かつ理解しやすいものに改め、契約辞退による業務の遅延が起こらないように努めている。</p>

(7) 都市政策課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成23年度末で約8,851万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 土地区画整理事業の貸付金の未収金については、特定調停の結果、区画整理組合に資産はないため、連帯保証人に対して引き続き時効の中断を行いつつ、返済の催告を行っている。</p>

(8) 建築住宅課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところであるが、平成23年度末現在で、収入未済額が約1億7,400万円と依然として多額である。 今後とも、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 特定公共賃貸住宅4団地については、家賃の値下げなど一定の取組が行われているが、33戸のうち入居戸数は平成23年度末現在6戸となっている。 今後とも、県民のニーズを把握し、より効果的なPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努められたい。</p>	<p>注意事項 ア 公営住宅の未収金については、従前から住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、戸別訪問による督促、徴収、保証人との接触等を繰り返すことで滞納整理に取り組んでいる。 明渡し訴訟を前提に連帯保証人との接触等を行った結果、平成24年12月末の公営住宅の家賃等の未収金については、前年度同月に比べ、約3,540万円の減額となっている。 昨今の不況による経済情勢の悪化により未収金回収の困難さが増しているが、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導及び催告を行うことで未収金の増加を防ぎ、長期滞納者については、訴訟を含めた法的措置の実施により、更に収納実績の向上を図るよう努める。</p> <p>イ 特定公共賃貸住宅については、平成23年4月の2割から3割の値下げや広報誌等で積極的な広報活動を行うことにより、平成24年8月に2戸の入居があり空室は25戸となった。 また、平成24年11月に特定公共賃貸住宅の用途変更を行った結果、対象戸数は33戸から14戸に変更となり、12月末においては、入居戸数8戸、空室6戸となっている。 空室のうち2戸については、入居に向けての事務手続を進めており、今後も引き続き広報活動をより推進し、空室対策を講じていく。</p>

(9) 公共建築課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休に係る25/100の手当の支給が不足している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 平成24年11月に不足分を支給した。 今後、このようなことがないよう職員に徹底した。</p>

(10) 港湾空港課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

港湾施設使用料等の未収金について、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起などの努力はされているが、平成23年度末で約2,917万円となっている。
引き続き、適切な債権管理に努められたい。

港湾施設使用料等の未収金については、「港湾等使用料等の未収対策マニュアル」を作成し、和歌山下津港湾事務所及び各振興局建設部に通知するとともに、各案件ごとの未収金の実態についてヒアリングを実施するなど未収金対策の徹底を図ってきた。

また、平成23年度末の未収金約2,917万円については、再三の納付催告等により、今年度12月末現在で約13万円が納付され、また回収不能等案件の約1,849万円について不納欠損処理を行い、現在の未収金は1,055万円となっている。

今後も、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、未納の未然防止及び督促等による債権回収に努める。

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 支出決定されていたが、出納員の押印が漏れていた支出票を支払処理していたものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 支出負担行為に係る事務決裁及び会計局への合議手続で、金額区分の適用を誤り、本来の決裁権者まで決裁を得ていないものがあつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 審査及び支出処理を行う時点で、支出票の最終チェックを徹底する。</p> <p>イ 審査を行う時点で、金額区分チェックを徹底する。</p>

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿、旅費計算書に旅費計算や移動方法に誤りのあるものが見受けられたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 高速道路通行料金変更に伴う通勤手当額の改定に当たり、利用者の特別料金手当額が誤っていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 通勤手当認定の変更で、旧認定区間の残月分の返納を求めているが、誤った額で算定しているため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 平成23年度公用車の任意保険加入契約締結に当たり、当初予算として上程された予算額を上回った落札決定額となっていたので、適正に処理されたい。</p> <p>オ 超過勤務手当について、超過勤務時間に係る計算誤りが散見されたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>通勤手当の算出に利用している「合理的な通勤経路・距離一覧表」があるが、計測距離に短い経路があつたの</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の遡及事務を行い、関係職員に対し、旅費計算書及び旅行命令簿の記載内容確認の徹底を指導した。</p> <p>イ 通勤手当の遡及事務を行い、関係職員に対し、通勤手当額改定時の内容確認の徹底を指導した。</p> <p>ウ 通勤手当の遡及事務を行い、関係職員に対し、通勤手当認定に伴う精算事務について内容確認の徹底を指導した。</p> <p>エ 平成23年度公用車の任意保険加入契約に当たり、優良割引率を60%で予算計上していたところ、同割引率が50%と確定したために、当初予算に予備費の充当を含んだ金額において予定価格を設定し入札を執行したものである。 平成24年度は、優良割引率を20%で予算計上し、その範囲内での入札を執行しており、今後も予算計上した範囲内で入札を行う。</p> <p>オ 超過勤務手当の遡及事務を行い、関係職員に対し、超過勤務命令簿の修正確認の徹底を指導した。 また、各所属の職員に対して、会計事務適正化研修を行い、正確な超過勤務命令簿の書き方について指導した。</p> <p>検討事項</p> <p>人事課とも協議をした結果「最も経済的かつ合理的な経路」は過去の認定状況及び大多数の職員が利用してい</p>

で、見直しを検討されたい。

るか否かを考慮して認定するものであり、常に一つの経路のみに限定されるものではない旨を確認した。

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた。</p> <p>また、4時間の週休日の振替が行われた残りの勤務時間の区分は125/100であるが、135/100を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当の過払分については、返還を行った。今後は、適正に処理するよう職員に徹底する。</p>

11 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 物品を購入しているが履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 消耗品費の購入において、納品書に個人印を押印していないものや、納品検査を1名で行っていたものがあって、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 代表者印、代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 物品を購入した際の支出票への履行確認者の記名、押印漏れについて、和歌山県財務規則等関係規定を確認し、適正に処理するよう職員に徹底を行った。</p> <p>イ 消耗品費の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>ウ 代表者印、代表者の職氏名が記載されていない請求書に基づき支払命令を行っていた事例について、今後は請求書受理時に具備事項の確認を徹底し、適正な会計処理を行っていく。</p>

(2) 給与課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成23年度末で約1,283万円が未収となっている。今後も、債権の回収に努められたい。</p>	<p>注意事項 退職手当の返納について、今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進捗管理に留意し適切な債権管理を行っていく。</p>

(3) 福利課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 工事請負に相当する業務を役務調達として執行していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 支出命令を行う際の添付書類、特に請求書の具備事項についてチェック体制を見直し、適正な処理を行っていく。</p> <p>イ 工事請負に相当する業務の事務処理等について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第1項第3号の規定に基づき業務の内容を十分</p>

	に確認し、適正な処理を行っていく。
--	-------------------

(4) 生涯学習課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等返還金の未収金については、貸付金債権管理マニュアルを作成し、償還指導等に努めているところであるが、平成23年度末で約7億9,735万円となっており、前年度末に比し約4,557万円増加している。</p> <p>今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、意思・意向確認調査を実施し、未納者の現状を把握するなど、未収金対策に努められているが、平成23年度末で約4,352万円となっており、前年度末に比し約1,626万円増加している。</p> <p>今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 集中調達物品の消耗品費で、納品書に個人印を押印していないものや、納品検査も1名で行っていたものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>エ 簡易公開調達において、予定価格を設定していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 進学奨学金等については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還猶予者等に対する返還再開通知の送付を行っている。</p> <p>また、関係市町に貸与台帳を配布し、返還の相談等に対応できるようにしている。平成24年7月には、返還が困難な者に対する分割納付の促進、返還免除・猶予制度の周知徹底を図るため、「進学奨励事業奨学金返還の手引き」を作成し、現在返還中の奨学生又は保護者に対して送付したところである。</p> <p>さらに、平成25年1月以降、未納者に対して返還に関する意思・意向確認調査を実施し、その調査結果に基づき未納者を分類し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行い、特に返還意思のみられない者には、裁判所への支払督促の申立て等の法的措置の実施を検討する。</p> <p>イ 修学奨励金については、貸与時、貸与中及び返還中を通じた未収金対策を実施しているところであり、貸与時には学校長からの貸与決定通知（伝達式）の実施を、貸与中には奨学生としての自覚及び返還意識を高めるための「貸与中の手引き」の配布を、返還中には滞納回数4回以上の長期滞納者に対して返還に関する意思・意向確認調査を実施し、滞納回数3回以下の短期滞納者には催告書を送付している。その調査結果に基づき、個々の事情に応じた償還指導を行い、未回答者には、連帯保証人又は保証人への支払督促、残額の一括返還請求及び支払督促等の法的措置の予告を実施したところである。</p> <p>さらに、より効果的な債権回収を実施するため、債権回収の専門家である民間債権管理会社（サービサー）への委託を実施予定であり、その準備作業を進めている。</p> <p>今後とも、未納者の個別状況を把握しつつ、より丁寧でよりきめ細やかな償還対策を一層推進していくこととする。</p> <p>ウ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>エ 簡易公開調達による発注については、予定価格を設定し、適正に事務処理を行っていく。</p>

(5) スポーツ課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア ジュニアハイスクール指定事業補助金におい</p>	<p>注意事項</p> <p>ア ジュニアハイスクール指定事業補助金におい</p>

<p>て、補助団体が、補助金交付決定前に物品を購入するなど事業を執行しているものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注機関の受付印、個人印を押印していなかつたものや、納品検査を1名で行つていたものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 前払いを行つている委託事業において、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第65条に基づく前金払確認票が出納機関に提出されていなかつたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 会場設営業務を三者見積りにより随意契約で行つているが、簡易公開調達を実施できる案件であるため、適正に処理されたい。</p> <p>オ 教育使用料(貸家料)の納付において、履行期限の延期(分割納付)を承認している事例及び納期限から大幅に納付が遅れている事例があるが、延滞金を算定していないので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>て、事前着手を行えるよう要綱を改正し、適正な執行を図る。</p> <p>イ 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>ウ 前払いを行つている委託事業について、和歌山県財務規則第65条の規定に従い、今後適正に処理する。</p> <p>エ 簡易公開調達できる案件については、今後簡易公開調達を実施し、適正に事務処理を行つていく。</p> <p>オ 教育使用料で、納期限から大幅に納付が遅れている事例については、延滞金を徴収する。 また、分割納付を承認している事例については、履行期限を延長する特約の条件を見直し、今後適正に処理を行つていく。</p>
--	--

(6) 文化遺産課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 教育財産使用許可にかかる使用料の調定で、平成22年度に調定しなければならないものが、平成23年度に行われていた。 また、平成23年度分も遅れて調定していたので適正に処理されたい。</p> <p>イ 和歌の浦名勝史跡説明看板設置委託業務において、予算配当がないにもかかわらず競争入札を執行し、契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 使用料の収入調定について、調定期が遅れないようチェックリストを作成するなど事務処理を見直し、今後適正に処理を行つていく。</p> <p>イ 予算配当を受ける事業については、あらかじめ余裕をもって配当要求を行い、予算の確認を行つた上で、適正に執行していく。</p>

(7) 学校指導課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 公立小中学校適正規模支援補助金において、補助団体が交付決定前にスクールバスを購入するなど事業を執行していたものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 印刷製本費の支出負担行為が総務事務集中課に合議されていなかつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 補助金の交付決定については、交付申請書を受理した時点で補助団体に対し事業計画等の確認を徹底することにより、適正な事務処理を行つていく。</p> <p>イ 支出負担行為の合議及び決裁区分の確認を徹底することにより、適正な事務処理を行つていく。</p>

(8) 健康体育課

監査実施年月日 平成24年8月22日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達物品の消耗品費で、納品書に当該発注</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 消耗品の納品検査については、平成21年1月5日</p>

<p>機関の受付印、個人印を押印していなかったもので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>イ 会場借上料について、履行確認を行っているにもかかわらず、二重払いを行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 和歌山マリーナ内に設置されている浮棧橋及びヨット競技浮上式斜路棧橋材料の日常の管理については、和歌山マリーナの指定管理者である特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブが行っている状況である。 管理に当たり、委託契約を行う等、適正に処理されたい。</p> <p>エ 子どもの安全事業委託事業において、予算配当がないにもかかわらず競争入札を執行していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、今後適正に処理する。</p> <p>イ 会場借上料の支払については、今後このようなことがないように、事業担当班及び予算担当班により二重にチェックを行うなど事務処理を見直し、適正に処理を行っていく。</p> <p>ウ 浮棧橋及びヨット競技浮上式斜路棧橋材料の日常の管理について、日常の管理を行っている特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブと契約等の内容の検討を行い、今後適正に事務処理を行っていく。</p> <p>エ 入札の執行事務について、配当後に実施するよう徹底していく。</p>
--	--

12 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成24年8月21日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 放置違反金の平成23年度決算における未収金は、約3,450万円であり、前年度に比し約1,145万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 免許更新に係る教本について、講習業務と併せ委託により発注しているが、競争性を確保するため、講習業務と分離して物品調達として発注されたい。</p> <p>ウ 放置車両の確認事務を委託しているが、業者が必要な登録を行わず無資格であったことから、一時車両確認が中断したため、今後適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>免許更新等の講習業務にかかる予定価格は主として講習予定講師配置の最大日の人員で積算しているが、交通センター等以外の7署での開催日等の工夫により配置人員の効率化が可能であること、また講習時間以外は委託外の団体自らの業務執行が可能であることから、適切な人員配置等による妥当な積算方法を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 未収金が減少となった平成23年度と同様に、電話及び戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。</p> <p>イ 講習業務と分離し教本を物品調達として発注することを前提とした作業を進める。</p> <p>ウ 委託法人に対して注意を行い、法人の登録更新時期を適切に管理し、登録切れ事案の再発防止を徹底している。</p> <p>検討事項</p> <p>警察署における運転免許更新時講習等の開催日及び人員配置については、県民の利便性や講習開催日の免許証即日交付等に支障を及ぼさない範囲において更なる適切な人員配置、積算方法等の検討を行う。</p>

和歌山県監査公表第10号

平成24年8月30日付け監査報告第6号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成24年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成23年度末で約2,969万円となり、前年度に比し、若干増加している。</p> <p>今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 子ども・女性・障害者相談センターとの兼務者が来所する場合、同センターは地点調整を要する所属であるが、地点調整されず、誤った額で旅費が支給されていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) リハビリ訓練に係る旅行命令簿又は外出承認簿が作成されていないものがあつた。また、旅行命令簿及び外出承認簿で、命令権者の決裁がなされていないものがあつたので、適切に処理されたい。</p> <p>(4) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成23年度に実施した未収金の債権回収業者への委託については、各債務者あて個別に通知しているが、私人への徴収の委託に該当するため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示が必要であるので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、未納者本人又は家族に対し、来院時の面接並びに電話及び直接訪問等あらゆる機会を捉えての納付指導を継続して行っているところであり、経済的困窮により一括納付が困難な未納者に対しては、分納などの措置を講じることにより、未収金の回収に努めている。</p> <p>また、入院時、患者本人及び家族等に対して、高額療養費制度や各種公費負担制度の教示を行い、退院時の未精算者に対しては納付誓約書を徴するなど、未収金対策マニュアルを活用し、新規未収金の発生防止を図るとともに、回収困難な一部の未収金については、平成25年度に司法書士法人等へ回収業務を委託することにより、縮減を図る予定である。</p> <p>(2) 子ども・女性・障害者相談センターとの兼務者の兼務発令日から退職日までの間の旅費支給について関係書類を全て確認したところ、地点調整されていないものが4件あつたので、再計算を行い、本人から過払分の返金を受けた。</p> <p>(3) 旅行命令簿及び外出承認簿の押印漏れ等については、補正をするとともに院内各部署に周知徹底を図った。</p> <p>また、今後このようなことが生じないようチェック体制を強化し、事務処理の適正化になお一層努めていく。</p> <p>(4) 行政財産の使用許可については、共架されている通信ケーブルの所有者を調査し、所有者に対し行政財産の目的外使用許可申請を行うよう指導した。申請受理後、医務課において平成24年7月1日付けで許可をするとともに、行政財産使用料の請求を行い平成24年8月1日に収納している。</p> <p>(5) 今後、未収金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合は、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により告示を行い、適正に処理を行う。</p>

2 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成24年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>保有土地の販売については、西浜工業団地で7,159㎡の売却を行い努力されているが、平成23年度末現在、未処分地が567,979㎡（事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>積極的な企業誘致活動や関係部局との連携により、平成25年1月末までに雑賀崎工業団地で2件3,888㎡、西浜工業団地で2件10,805㎡の土地を売却することができた。</p> <p>今後も、より積極的に土地の売却等に努める。</p>